

ぱちんこ遊技機売買にかかる特約条項

第1条 豊丸産業株式会社（以下、「売主」という）は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、「風営法」という）第20条第4項に規定する公安委員会の検定を受けた遊技機（以下、「売買物件」という）を、風営法第2条第1項に規定するぱちんこ屋の営業に使用する目的で、表記及び本特約条項記載の条件で買主に売り渡し、買主はこれを買受ける。

第2条 売主及び買主は、風営法並びにその他法令及び条例等を遵守するとともに、「一般社団法人 遊技産業健全化推進機構」（以下、「機構」という）の趣旨に賛同し、遊技産業の健全化を推進する責任を果たすものとする。

第3条 買主は、以下の各号について、本売買契約成立の前提条件として誓約し、契約成立後もこれらを遵守する。

- (1) 表記のホールにかかる、機構が不正改造に関し提出を促している誓約書（以下、「誓約書」という）を、機構に提出済みであること。
- (2) 誓約書に違反したことがある場合、最後の違反行為の日から6ヶ月を経過していること。
- (3) 誓約書を取り下げたことがある場合、誓約書を再提出した日から6ヶ月を経過していること。
- (4) 誓約書に定められたところに従い、機構またはその協力要請を受けた検査要員等が行う表記のホールへの立ち入り検査に協力し、これを拒み、妨げ、または忌避しないこと。
- (5) 売主が作成した取扱説明書に記載された売買物件の構造、材質または性能を維持し、適切な使用及び保管管理を行うとともに、修理または部品の交換等の変更を行う場合は、風営法を遵守し、所定の手続きに従い行うこと。
- (6) 売買物件を含む遊技機を不正改造しないこと、並びに不正改造した遊技機を設置、使用、及び移動させないこと。
- (7) 風営法第3条第1項の営業許可を受けていること、風営法に基づく営業停止処分を受けたことがある場合は営業停止処分の期間を経過していること、及び風営法に基づく営業取消処分を受けていないこと。
- (8) 売主が、第1号、第2号、第3号に関する情報を機構に確認すること、及びこれらの情報について機構から提供を受けることを認めること。

第4条 売主は、買主が第3条各号の定めいずれかに違反するときは、違反状態が解消されるまで、以後の買主との取引を拒絶できるものとする。

第5条 買主は、売買物件の引渡しを受ける時、梱包等の状態を確認し、異常がない

場合は「遊技機受領書」に署名するものとする。

第6条 買主は、売買物件の設置後に売主またはその委託先が行う「遊技機設置確認書」に基づく設置確認作業に立会い、作業の終了を確認した上で「遊技機設置確認書」に署名し、当該「遊技機設置確認書」の写しを保管するものとする。

2. 買主は、前項の作業等が完了するまで売買物件を営業に供してはならない。

第7条 買主は、売買物件の部品を交換した後に売主またはその委託先が行う「部品交換確認書」に基づく点検確認作業に立会い、作業の終了を確認した上で「部品交換確認書」に署名し、当該「部品交換確認書」の写しを保管するものとする。

2. 買主は、前項の作業等が完了するまで部品を交換した売買物件を営業に供してはならない。

第8条 売主は、買主及びその役員に過去5年間法令等の違反が無く、買主が風営法第10条の2第1項の規定により認定された特例風俗営業者であるとき、第6条第1項の設置確認作業及び「遊技機設置確認書」の作成を、買主に委託することができるものとする。

2. 売主は、売主が任意に指定する部品の交換にかかる第7条第1項の点検確認作業及び「部品交換確認書」の作成を、買主に委託することができるものとする。

3. 売主が買主に対して前2項の作業等を委託するとき、当該委託内容及び条件等は協議して定めるものとする。

第9条 買主は、売買物件が売主から買主に引き渡された後といえども、売主または売主の指定する者が、事前に買主に通知することなく、いつでも表記のホールに立ち入り、売買物件について不正改造が行われていないことを検査することを認める。

第10条 買主が表記のホールの経営者でないときは、第2条から第9条の「買主」を、「買主及びホール経営者」と読み替え、買主は、ホール経営者が本特約条項の各条項に同意し、これを遵守することを保証する。

第11条 売買物件の所有権は、買主が売買物件の売買代金の支払を完了するまで（支払のための小切手、手形または電子記録債権があるときは、当該小切手、手形または電子記録債権の決済がすべて完了するまで）は、代金支払債務その他の買主の売主に対する本契約に起因する債務の担保のため、売主に留保される。

この場合、買主は、当該売買代金の支払完了まで、売買物件を善良な管理者の注意をもって売主のため占有管理し使用収益することができる。

買主が売買代金を完済したとき、売主は買主に対し売買物件を引渡す旨の意思を表示したものとする。

第 12 条 売買物件の所有権が売主に留保されている間は、買主は下記の定めを遵守しなければならない。

- (1) 売買物件の譲渡、質入、担保設定、その他一切の処分を行ってはならない。
- (2) 貸与、その他の方法により、売買物件の占有を他に移転してはならない。
- (3) 売買物件を、売主に無断で表記のホール以外に移転してはならない。
- (4) 売買物件につき、差押え、仮差押え、仮処分等を受けたときは、買主は売主の所有物であることを主張してこれを回避し、直ちに売主にその旨を通知しなければならない。

第 13 条 買主または買主が運送を委託した者が売主より売買物件を引き取ったときから、売買物件の危険負担は買主がすべて負担する。また、売買物件引渡後、所有権が売主に留保されている間といえども、売買物件にかかる公租公課は買主がすべて負担する。

第 14 条 買主は、売買物件に瑕疵または数量不足のあるとき、表記の納品日から 7 日以内に売主に書面により通知しなければ、当該瑕疵または数量不足による売買契約の解除、減額、損害賠償の請求その他一切の主張をすることはできない。

第 15 条 売買物件の納期が、輸送事情、交通機関の事故等の諸事情により遅延したときは、表記の納品日より 14 日以内に限り売主はその責を負わず、また、天災地変・紛争等売主の責に帰し得ない事由による引渡不能のときは、本契約は解除されたものとみなし、売主はその責を負わない。

第 16 条 売買物件引き渡し後 3 ヶ月以内（まるゆう製品は 1 ヶ月以内）に発生した、売主の責に帰すべき事由による売買物件の故障または不良等による部品交換は売主の負担とし、引き渡し後 3 ヶ月（まるゆう製品は 1 ヶ月）を越えたとき、また売主の責に帰さない事由による部品交換は買主の負担とする。

第 17 条 買主が次の各号のいずれかに該当したとき、売主による催告等一切の手続きを経ることなく、買主は債務の履行につき期限の利益を喪失し、売主に対して未払代金を表記の支払条件にかかわらず現金で一括して支払わなければならない。

- (1) 手形若しくは小切手を不渡りとし、または電子記録債権その他の支払を停止したとき。
- (2) 第三者より、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申し立て

を受けたとき、または滞納処分を受けたとき。

(3) 破産・特別清算・民事再生・会社更生等の清算・再生手続きの申し立てを行ったとき、または任意整理を開始したとき。

(4) 解散若しくは営業を停止し、または営業の全部若しくは重要な一部を譲渡し、若しくはこれを決議したとき。

(5) その他、本条1号から第4号に準じる信用不安が生じたときと売主が認定したとき。

(6) 本契約の規定に違反したとき。

第18条 買主が前条各号のいずれかに該当したとき、買主が未払代金及び遅延損害金の全額を支払うまでは、売主は催告等一切の手続を経ることなく、本売買契約を解除することができるものとする。なお、買主は売主に対して、本条による本売買契約の解除に対して損害賠償等一切の請求をすることはできない。

2. 前項により本売買契約が解除されたときに、売買物件引き渡し前であるときは、売主は引渡義務を負わず、また、第19条の規定を準用し、売主は買主に対して損害金を請求することができる。

3. 第1項により本契約が解除されたときに、売買物件引き渡し後であるときは、買主は売買物件を直ちに売主に返還しなければならない。なお、売主は、売買物件の返還を受けることを目的として、表記のホールに立ち入り、売買物件を搬出することができ、買主は、買主及び表記のホールの経営者が売主の立ち入り拒否及び妨害せず、売買物件の搬出に同意することを保証する。

4. 売買物件の代金から、返還された売買物件の残存価値を控除した額を残存価値減損による損害金とし、買主は、売主が買主から既に支払いを受けた売買物件にかかる売買代金を損害金に充当してもなお不足する金額を一括して支払わなければならない。

第19条 買主は、売買物件の引き渡し前に限り本契約を解除することができる。このとき、売主は買主に対して、売買物件の代金の1割を契約解除に伴う損害金として請求ことができ、請求を受けた買主は、直ちに一括して支払う義務を負う。ただし、当該売買物件が特別受注品であり、契約に際して売主より買主に対してその旨が通知されているときは、売主は買主に対し、売買物件の代金全額を契約解除に伴う損害金として請求することができるものとする。また、このとき、売主は買主に当該売買物件を引き渡す義務を負わない。

第20条 本契約における、売買物件の代金、損害金等の支払が遅延したとき、買主は売主に対して、支払期日、期限の利益喪失の日、損害金発生日の各翌日から

支払完了の日まで、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

第 21 条 行政措置に関連して売買物件に該当する機械構造基準に変更があるときは、買主は売主に対し一切の不服を申し立て、損害賠償請求をすることはできない。

第 22 条 売買物件の構造上の欠陥等を理由として、監督官庁の指示または売主の要請により売買物件の撤去をしなければならないとき、買主は売買物件を撤去することを条件として、売主に対して以下に定める撤去補償金を請求することができる。ただし、買主が現に使用していないときはこの限りでない。また、買主は売買物件の撤去について以下の補償金以外の金品その他一切の請求をすることはできない。なお、この場合において買主は売買物件の代金支払を免れない。

- (1) 納品から撤去の日までの期間が 1 ヶ月未満のとき・・・当該売買物件代金の 6 割
- (2) 同 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満のとき・・・・・・・・・・・・・当該売買物件代金の 4 割
- (3) 同 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満のとき・・・・・・・・・・・・・当該売買物件代金の 2 割
- (4) 同 6 ヶ月以上 1 年未満のとき・・・・・・・・・・・・・当該売買物件代金の 1 割
- (5) 1 年以上のとき・・・・・・・・・・・・・なし

第 23 条 売買物件が「まるゆう」製品であるときは、本特約条項のほか、別途売主より買主に提示し、または売主がウェブサイト (<https://www.toyomaru.jp/>) にて公開する「まるゆう」取引約款に従うものとし、本特約条項と「まるゆう」取引約款において異なる定めのあるときは、「まるゆう」取引約款の定めを優先して適用する。

第 24 条 連帯保証人は、買主が本契約によって負担する一切の債務について保証し、買主と連帯して履行の責を負う。

第 25 条 本契約に関する紛争については、売主の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 26 条 売買物件について、リースまたは割賦販売契約を別途第三者と契約したときにおいても、当該売買物件について、なお本特約条項を適用する。

第 27 条 買主は、売主より「取扱説明書」を受領する。買主は、売主より受領した「取扱説明書」に基づき、責任をもって遊技機を管理すること。